

平成31年(勞)第47号 未払い賃金請求労働審判事件

申立人 [REDACTED]

相手方 株式会社エルライン



答弁書

平成31年4月1日

大阪地方裁判所第5民事部労働審判7係 御中

(送達場所)

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目3番25号

梅田プラザビル4階

弁護士法人梅ヶ枝中央法律事務所

電話 06(6364)2764

FAX 06(6311)1074

相手方代理人弁護士 松尾 友寛

同 日下部 太一



第1 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求をいずれも棄却する

との審判を求める。

第2 申立書に記載された事実に対する認否

1 「申立ての理由」について

(1) 「1 当事者」について

ア 同(1)について

第1文は認める。

第2文は否認する。

第3文は認める。

イ 同(2)について
認める。

(2)「2 申立人の労働条件」について

ア 同(1)について
認める。

イ 同(2)について
不正確なので否認する。

今回の申立人の請求にかかる期間のうち、平成28年5月16日から平成30年2月15日までは1ヵ月170時間、同年2月16日以降は1ヵ月173時間である。

ウ 同(3)について
認める。

エ 同(4)について

①「①「無事故・愛車」」について

「(i) 賃金規定における記載(第22条 無事故愛車手当)」
については認める。

「(ii) 実態」については、申立人が無事故愛車手当の支給を
停止されたことがないことは認め、その余は否認する。

②「②「固定残業」」について

「(i) 賃金規定における記載(第26条 固定残業手当)」
については認める。

「(ii) 実態」については否認ないし争う。

③「③「調整給」」について

認める。

④ 「④「通勤手当」(課税分)、⑤「非課税通勤手当」について

「(i) 賃金規定における記載(第29条 通勤手当)」は認める。

「(ii) 実態」については、相手方が平成30年4月27日支給の給与までは、従業員に対して一律に「通勤手当(課税分)」として2万5000円、「非課税通勤手当」として4100円を支給していたことは認め、その余は否認ないし争う。

⑤ 「⑥「家族手当」について

認める。

⑥ 「⑦「早朝手当」について

「(i) 賃金規定における記載(第25条 早朝手当)」は認める。

「(ii) 実態」については、相手方が申立人に対して出勤日数×1650円を支払っていたことは認め、その余は否認ないし争う。

⑦ 「⑧「残業手当」について

認める。

オ 同(5)について

認める。

(3) 「3 申立人に対する未払い賃金」について

ア 同(1)について

第1段落は認める。

第2段落、第3段落は認否の要を見ない。

第4段落は争う。

第5段落は認める。

イ 同(2)について

争う。

ウ 同(3)について

申立人の労働時間が申立書の添付資料③のとおりであるとの申立人の主張は争う。その余は認める。

エ 同(4)について

「(iii) 申立人に対する既払い金」についてのみ認め、その余は否認ないし争う。

2 「申立てに至る経緯の概要」に対する認否

(1) 同1について

第1文は認める。その余は不知。

(2) 同2について

概ね認める。

(3) 同3について

第1文は認める。

第2文は不正確なので否認する。

第3文、第4文は認める。

(4) 同4について

第1文は認める。

第2文は不正確なので否認する。

(5) 同5について

認める。

(6) 同6について

認める。

(7) 同7について

不正確なので否認する。

(8) 同 8 について

認める。

(9) 同 10 について

認める。

(10) 同 11 について

不知。

第 3 予想される争点及び当該争点に関する重要な事実

1 本件の主たる争点

本件の争点は、①申立人の労働時間、②変形労働時間制の有効性、③固定残業代の支払の有効性である。

2 申立人の労働時間について

(1) 申立人の労働実態について

ア 申立人は、相手方においてトラックの運転手として勤務しているところ、平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日までの間は、三重コースを担当していた。この三重コースとは、相手方の事業所から、奈良県橿原市所在の店舗に午前 9 時、同市所在の別の店舗に午前 9 時 45 分、奈良県桜井市所在の店舗に午前 10 時半、三重県名張市所在の店舗に午前 11 時にそれぞれ到着して積み荷を降ろし、その後相手方の事業所に帰所するというものであった(乙 1)。

三重コースについて、相手方は、申立人に対し、相手方の事業所から最初に配送を行う店舗までの移動時間や荷積みの時間を含めて午前 6 時に出勤するよう指示していた。

イ また、申立人は、平成29年6月1日から同年9月までは滋賀コースを担当していた。この滋賀コースとは、滋賀県大津市所在の店舗に午前8時、同市所在の別の店舗に午前9時、同県守山市所在の店舗に午前10時、同県南草津市所在の店舗に午前11時にそれぞれ到着して積み荷を降ろし、その後、相手方の事業所に帰所するというものであった(乙2)。

相手方は、申立人に対し、相手方の事業所から最初に配送を行う店舗までの移動時間や荷積みの時間を含めて申立人に説明した上で、午後6時半に出勤するよう指示をしていた。

ウ 平成29年10月以降は、上記の各店舗への配送業務が無くなったため、相手方は、申立人に対し、配車表(乙3、乙4の1ないし6)に基づき、同表記載の「出勤時刻」に出勤するよう事前に指示していた。

(2) 申立人の労働時間

ア 始業時間

上記(1)のとおり、相手方は、申立人に対し、移動時間や荷積みの時間を踏まえた上で出勤時間を指示していた。

それにもかかわらず、申立人は、独自の判断で、平成29年5月末までは午前5時半ころ、平成29年9月末までは午前6時ころに出勤していた。

ここで、相手方は、従業員に対し、出勤時間どおりに出勤するよう指示した上で、相手方が指示した出勤時間より早い時間に出勤したとしても、指示した出勤時間からしか残業手当の計算を行わないと注意し、指示された出勤時間より早い時間に出勤することを禁止していたことから、明示的にも黙示的にも、従業員が指示された出勤時間より早い時間に出勤することを承認していなか

った。

したがって、申立人の始業時間は、平成28年6月から平成29年5月31日までが午前6時、平成29年6月1日から同年9月までが午前6時半、平成29年10月1日以降は乙第3号証ないし同4号証の1ないし6に記載された時間であった。

イ 終業時間

相手方は、終業時間については、出勤時間から、所定労働時間である7時間（甲6・就業規則第50条）に休憩時間1時間を加えた8時間後を終業時間としていたが、相手方は、従業員が所定の終業時間までに業務が終了できない場合には、残務処理のため残業することを認めていたことから、申立人の実際の終業時間についての申立人の主張を特段争うものではない。

3 変形労働時間制の有効性

(1) 就業規則の定め

相手方は、その就業規則（甲6）の第50条において、毎月1日を起算日とする1カ月単位の変形労働時間制とし、1週の所定労働時間は1カ月を平均して40時間以内と定めていた。

(2) 変形労働時間制の要件を満たすこと

そのうえで、相手方は、申立人に対し、休暇予定表（乙5の1ないし24）を交付して出勤日を明示した上で、上記のとおり担当するコースを毎月指定し、これにより出勤日始業時間と終業時間を特定していた。

すなわち、平成28年6月1日から平成29年5月31日までは、始業時間を午前6時、終業時間を午後2時に、平成29年6月1日から同年9月30日までは、始業時間を午前6時半、終業時間を午

後2時半に、平成29年10月1日以降は、始業時間を配車表記載の出勤時間、就業時間を各日の出勤時間から8時間後として指定していたのである。

したがって、相手方においては1カ月単位の変形労働時間制が有効に適用されていた。

4 相手方における「固定残業手当」(甲1・第26条)について

(1) 固定残業手当に関する最判について

最高裁平成30年7月19日第一小法廷判決・労働判例1186号5頁(日本ケミカル事件)は、固定残業手当に関し、「労働基準法37条が時間外労働等について割増賃金を支払うべきことを使用者に義務付けているのは、使用者に割増賃金を支払わせることによって、時間外労働等を抑制し、もって労働時間に関する同法の規定を遵守させるとともに、労働者への補償を行おうとする趣旨によるものであると解される(最高裁昭和44年(行ツ)第26号同47年4月6日第一小法廷判決・民集26巻3号397頁、最高裁平成28年(受)第222号同29年7月7日第二小法廷判決・裁判集民事256号31頁参照)。

また、割増賃金の算定方法は、同条並びに政令及び厚生労働省令の関係規定(以下、これらの規定を「労働基準法37条等」という。)に具体的に定められているところ、同条は、労働基準法37条等に定められた方法により算定された額を下回らない額の割増賃金を支払うことを義務付けるにとどまるものと解され、労働者に支払われる基本給や諸手当にあらかじめ含めることにより割増賃金を支払うという方法自体が直ちに同条に反するものではなく(前掲最高裁第二小法廷判決参照)、使用者は、労働者に対し、雇用契約に基

づき、時間外労働等に対する対価として定額の手当を支払うことにより、同条の割増賃金の全部又は一部を支払うことができる。」と判示し、固定残業手当が有効であるか否かは、時間外労働に対する対価として定額の手当を支払っているか否かで判断されるとする。

(2) 相手方の固定残業手当の性質

ア 相手方は、その賃金規程（甲1）の第26条において、「固定残業手当」は35時間分の割増賃金相当分として支払うものであることを明確に規定し、実際に、基本給やその他の手当と明確に区別して支給していたこと（甲2）からすれば、相手方における「固定残業手当」は、上記最判にいう時間外労働等に対する対価としての定額の手当とすることができる。

イ この点について申立人は、相手方の割増賃金の計算については、固定残業手当とは無関係に残業代を支払っており、固定残業手当を残業代として支払っていなかったことから、相手方における固定残業手当は、時間外労働等に対する対価としての定額の手当ではなく、そのため、残業手当の基礎賃金に含まれると主張するようである。

ここで、確かに相手方は、申立人に対し、平成30年4月27日支給分の給与まで、固定残業手当を支給し、さらに同手当とは別に残業手当を支払っていたが、これは相手方における給与計算において、本来、賃金規程に基づいて残業手当を計算した後に、固定残業手当と比較し、計算した残業手当が固定残業手当を超える場合は、固定残業手当に加えて計算した残業手当に不足する分についてのみ残業手当を支払うべきところを、誤って、計算した残業手当をそのまま支給していたというのが実態である。このことは、相手方が、残業手当の計算において固定残業手当を基礎賃

金としていなかったことから明らかである。そうであれば、相手方が固定残業手当を支払いながらも計算された残業手当を満額支払っていたことは、本来支払うべき給与よりも多額の給与を支払っていたに過ぎないのであるから、相手方における固定残業手当について時間外労働等に対する対価としての定額の手当としての性質が失われることはないというべきである。したがって、相手方における固定残業手当は、残業手当の基礎賃金に含まれるものではない。

なお、申立人は、相手方との団体交渉において、相手方が固定残業手当を残業手当の基礎賃金に含めることを認める趣旨の発言をしたと主張するようであるが、かかる相手方の発言は、あくまでも、申立人の未払い割増賃金に関する問題を団体交渉において解決することを前提とした発言に過ぎないし、そもそも、申立人が主張するような発言を相手方がしたからといって、相手方における固定残業手当の性質が事後的に変わるものではないから、申立人の主張は失当である。

5 消滅時効の援用

相手方における賃金の計算期間は毎月16日から翌月15日までとされ、賃金は、締切日である15日の当月の末日に支払うと規定されている（甲1）。

申立人が相手方に対して未払い割増賃金の支払を請求したのは平成30年8月30日であったことから、相手方は、平成28年8月30日の時点で支払期日が到来していた未払い割増賃金、すなわち平成28年7月31日が支払期日となる平成28年7月15日以前に発生した未払い割増賃金の請求について消滅時効を援用する。

6 まとめ

以上のとおり、申立人の本件における申立ては、まず、労働時間の算定において変形労働時間制の適用がないとしている点に誤りがあり、加えて、固定残業手当を時間外労働等の対価としての定額の手当としておらず、しかも、これを残業手当の基礎賃金に含めていることから、失当と言わざるを得ない。

第4 結語

以上のとおり、申立人の申立てにはおよそ理由がないため、速やかに棄却の審判をなされるよう求める。

以上

証 拠 方 法

- | | | |
|---|------------------|-----------------------------|
| 1 | 乙第1号証 | 配車表（平成28年6月度から平成29年5月度まで） |
| 2 | 乙第2号証 | サンディ新配車表（平成29年6月度から同年9月度まで） |
| 3 | 乙第3号証 | サンディ新配車表（平成29年10月度） |
| 4 | 乙第4号証の1
ないし6 | 配車表（平成29年11月度から平成30年4月度まで） |
| 5 | 乙第5号証の1
ないし24 | 休暇予定表（平成28年5月度から平成30年4月度まで） |

付 属 書 類

- 1 答弁書（写し）
- 2 乙号証（写し）
- 3 証拠説明書（1）
- 4 委任状